

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

厚生労働省告示第二十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和元年六月一日から適用する。

令和元年五月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 削除</p> <p>四〇十四 (略)</p> <p>四五 削除</p> <p>五六・七七 (略)</p> <p>七八 削除</p> <p>八九・二十 (略)</p> <p>二十一 削除</p> <p>二二〇三十一 (略)</p> <p>三二二 削除</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 経胎盤的抗不整脈薬投与療法 胎児頻脈性不整脈(胎児の心拍数が毎分百八十以上で持続する心房粗動又は上室性頻拍に限る。)</p> <p>四〇十四 (略)</p> <p>四五 オクトレオチド皮下注射療法 先天性高インスリン血症(生後二週以上十二月未満の患者に係るものであって、ジアゾキサイドの経口投与では、その治療に係る効果が認められないものに限る。)</p> <p>五六・七七 (略)</p> <p>七八 FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱(画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。)</p> <p>八九・二十 (略)</p> <p>二十一 術前のTS 1内服投与、パクリタキセル静脈内及び腹腔内投与並びに術後のパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法 根治切除が可能な漿膜浸潤を伴う胃がん(洗浄細胞診により、がん細胞の存在が認められないものに限る。)</p> <p>二二〇三十一 (略)</p> <p>三二二 自己心膜及び弁形成リングを用いた僧帽弁置換術 僧帽弁閉鎖不全症(感染性心内膜炎により僧帽弁両尖が破壊されているもの又は僧帽弁形成術を実施した日から起算して六ヶ月以上経過した患者(再手術の適応が認められる患者に限る。))に係るものに限る。)</p>

三十三〇七十 (略)

三十三〇七十 (略)